

仕様書

1. 件名 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター電力量計取替修繕（R7）

2. 場所 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
沖縄県うるま市字州崎 12-75

3. 工事概要 電力量計取替、既存電力量計の廃棄を行う。

4. 工事仕様

- (1) 既存電力量計同等の電力量計への取替を行う。
- (2) 性能は現行機と同等以上とする。
- (3) 中央監視装置と接続していた電力量計は取替後、計量ポイントでの照合確認を行う。
- (4) 取り替える電力量計は既存の 96 台とする。（添付資料）

5 入替機器

- (1) 国内メーカーで未使用品とする。
- (2) 検定付き電力メーターであること。
- (3) 規格・品質等が仕様を満たしていることを証明する資料を提示すること。

6. 業務の概要等

- (1) 当該業務では、4 で示した電力量計の取替を行うこと。
- (2) 着手前に現場調査を十分に行い、事故発生を未然に防止すること。
- (3) 受注者は、当該業務について、指定管理者と事前に十分に調整して修繕目的を達成すること。
- (4) 受注者は、1 級電気工事施工管理技士を配置し業務を実施すること。
- (5) 作業に当たっては、「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター電気工作物保安管理業務」の請負者（「以下、「保安管理請負者」という。」）に立会いを求め、必要な指導・助言を受けること。
- (6) 交換後は、法令に基づく当該電気工作物の測定・試験を行い、経済産業省令等で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項があるときは、保安管理請負者に必要な指導または助言を求める。
- (7) 停電が伴うため、日常業務に影響を及ぼさない日程で行うこと。
- (8) 交換した電気機器類は、受注者が処分すること。
- (9) 電気工作物の事故発生等の場合、応急措置を指導するとともに、事故原因の探求に協力

し、必要に応じ精密検査を実施すること。

- (10) 業務終了後、受注者は、機器の更新に関する内容（実施日時、実施者名簿、機器名、交換後に実施した試験の内容及び結果など）を書面により提出すること。
- (11) 本工事が確実に完了した証明として機能保証を工事完了日より1箇年とする。ただし、自然災害を除く。
- (12) 撤去工事の際は、既存施設に損傷を与えないよう十分注意して作業を行うこと。また、万一損傷を与えた場合は責任をもって復旧するものとする。
- (13) 取替設置に伴う改造、部品、工事等は受注者の負担にて行うこと。

7. 支払い等

- (1) 本工事の契約時、契約金額の10%を保証金として県に納めること。ただし、県が定める規程により保証金の支払いが免除される場合は、この限りではない。
- (2) 本工事完了後、速やかに完了報告書、完成図書、納品書、その他県が指示するものを作成し、県と指定管理者に提出し、検査を受けること。
- (3) 県は、検査完了後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に本工事費用の支払いを行う。

8. その他

- (1) 本業務は、センターの電気設備に関わる高度な専門知識および技術を要することから、平成27年4月1日以降に完了した沖縄県または国、地方公共団体等から発注された電気メーターアクセサリ取り換え工事またはこれに準ずる電気設備工事を適切に完了した実績を有する企業、または同等の技術力および安全管理体制を有すると認められる企業を本業務の適格要件とする。
- (2) 受注者は本工事の履行にあたり、その責任において、関係法令を遵守し、工事の適切な遂行に必要な保険に加入するものとする。
- (3) 業務完了後、速やかに完了報告書を作成し、沖縄県および管理者に提出して検査を完了すること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項で必要と思われるもの、あるいは疑義が生じた事項については、双方で協議すること。

9. 完了期限：令和8年3月31日（火曜日）